

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷十三第

行發日一月二年五和昭

論叢

國稅地租の課稅標準 法學博士 神戸 正雄

國際價格の理論 文學博士 高田 保馬

經營學論 經濟學博士 小島昌太郎

說苑

チニルゴの『富の形式と分配』 法學士 山口正太郎

明治政府の貸附金 經濟學士 吉川 秀造

講演

大都市及其附近に於ける交通機關に就いて 法學士 種田 虎雄

雜錄

ドイツに於ける合理化運動の機關 經濟學士 谷口 吉彦

フランスに於ける庶民銀行に就て 經濟學士 松岡 孝兒

米國に於ける生命保險信託に就て 經濟學士 和賀賢治郎

近江愛知郡志を讀みて 經濟學士 菅野和太郎

近着外國經濟雜誌主要論題

(葉轉載)

米國に於ける生命保險

信託に就て

和賀賢治郎

緒言

現今米國に於て生命保險信託なるもの發達して居り、近時我が國にも之を見るに至つたのである。從て之を紹介するは意義ある事と思ふ。而て之れが紹介は既に試されて居るが、私は、M. A. Shattuck の著 "The Living Insurance Trust"¹⁾ に依て氏の考察の要點を述べて見やうと思ふのである。茲に living insurance trust とは life insurance living trust の意であつて、living trust (生存信託)とは信託の委託者が其の生存中、證書を以て設定する信託であつて、かの遺言に依て設定する信託即ち遺言信託 (testamentary trust) に對立するものである。而て生命保險信託は純粹なる生

1) Mayo A. Shattuck, "The Living Insurance Trust" 1928.

存信託である事を茲に一言し、以下簡略に生命保險信託と呼んで論を進めやう。

一意義

生命保險信託とは信託財産が生命保險證券より成る信託を云ふのであつて、被保險者の死後受託者をして保險金を一定の目的に従つて處分せしむるものである。而て此の信託は當該生命保險證券の被保險者又は其の被保險利益を有する者に依て設定せられる。被保險利益を有する者は被保險者、其の債權者又は保證人、又は被保險者の生命の存続する事に於て金錢上の利益を有する者（組合員に對する一組合員、雇人に對する雇主の如し）又は肉親若しくは結婚に依て被保險者の生命の存続する事から正當に利益を期待し且つ其の死亡に依て損害を蒙るべく豫期せられる關係にある者である。

二種類

基金附生命保險信託及び無基金生命保險信託の二あり。

(イ) 基金附生命保險信託

之は委託者が受託者に生命保險證券と共に其の保險料として支拂ふべき基本財産を信託するものであつて、一例を擧ぐれば證券を信託し其の證券より生ずる利得を以て保險料を支拂はしめるのである。

(ロ) 無基金生命保險信託

之は單に生命保險證券のみを信託するものである。従て受託者は保險料支拂の義務を有しない。

三利益

(一) 保險金を委託者の希望に従て處分せしめる。被保險者の死亡に於て一時に保險金の全額を遺族に支拂ふは危険である。此の危険を防止する爲め近時分割拂の方法が行はれるに至つた、即ち保險證券の裏書に依て之を爲すを得るのである。然し乍ら斯かる裏書

に依る分割拂は機械的である。反之、生命保險信託に於ては受託者は保險金の元本及び其の利得の全部又は一部を委託者の希望に従ひ、受益者の生活維持に適宜に使用し其の不時の病氣又は不時の支出を充たす。

(二) 基金附生命保險信託に於ては委託者の財産を増加する。保險料支拂の爲め受託者に信託せる基本財産の利得は保險料支拂に充當せらるゝも被保險者死亡せる時は其の財産には保險金と此の基本財産の元本が含まれる。且つ又通常の生存信託の場合に於けるが如く委託者が夫の保險料支拂の基本財産に週期的増加を行ふ契約を爲す時は、之は貯蓄の誘因となる。

(三) 基金附生命保險信託に於ては保險料は受託者に依て確實に支拂はれるを以て、保險料不納に依て保險契約が無効に陥る事殆ど無い。

(四) 生命保險信託に於ては被保險者死亡せる時、其の死亡時の病氣、葬式及び遺産管理に要する費用を支拂ふべく迅速且つ充分に現金を提供して貰へる。即ち

被保險者の死後、費用捻出の必要に迫られ、其れが調達の爲め所有財産を不當なる安値に賣却せざるべからざる事がある。斯の如き犠牲を除去する爲め = ユー・イングランドの或る信託會社は生命保險信託契約に於て、斯かる適當な市價を有せざる證券を委託者の遺言執行人より買受る權利を有する事にした、即ち生命保險信託契約に於て委託者は自己の財産中の證券を此の方法に依て受託者に賣却する事及び負債並に租税の支拂を受託者に託する事を契約し以て斯かる不利を免れるを得る。

四 生命保險證券を信託財産

となし得る根據

信託財産は一般に、權利、利益、又は財産の目的たるを得る「物」である。而て生命保險證券は偶發事故の發生即ち被保險者の死亡に於て保險會社が一定の金錢を指定者に支拂ふ契約である。之は債券又は約束手形の如く自由流通性を有せぬとは雖も、兩者は等しく金

- 2) New England の有力なる保險會社の經驗に依れば保險證券の無効となる率は保險の最初の年度に於ては 10% 以上、其後の年度に於ては約 5% であると述べて居る。
- 3) 1926 年 2 月の信託會社の發表に依れば、此の原因に依る財産の價格低落は少くとも 17% より約 40% 迄である、而も最大率の低落は一錢一厘の金をも必要

錢債權 (chase in action) であつて財産であるが故に信託財産として讓渡し得るのである。

五 生命保險證券の讓渡方法

生命保險證券を信託するに方り其の保險證券を受託者に讓渡するには其の保險證券に於ける受取人を受託者に變更するか又は保險證券を受託者に讓與するの二つの方法がある。

(イ) 受取人の變更

生命保險證券に於ける受取人を受託者に變更する事に依て信託するを得る。然し乍ら保險契約は保險金受取人の利益の爲めの契約なるを以て受取人は保險金の所有者となるべき者である。従て保險證券に於る受取人を變更する爲めには凡ての受取人の同意を要す、而て受取人が未成年者(註)又は未出生なる場合には此の同意権を有せざるが故に信託し得ない。但し當該保險證券に於て受取人變更權を保留せる場合には斯かる同意を要せずして變更する事を得る。

次に斯くして設定したる信託を取消して他の受託者に變更する場合も右と同じ。

(ロ) 讓與

保險證券を完全に讓與する時は受取人變更の場合と異り被保險者は全然其の權利を失ふ。即ち配當金收受の權、受取人變更權等を失ふ。故に受託者を變更し又は信託契約條件を變更する權利を保持せんと欲する者にとつては受託者が其が取消及び其の返還の義務を負ふ事を明白に契約するに非ざれば、此の讓與に依る信託は選ぶべきものでない。

六 受託者の義務

受託者の義務を決定するものは普通法、成文律及び信託契約條項であるが其の終局の義務内容を定むるものは信託契約條項である。従て信託契約に於て明白に且つ充分に受託者の義務内容を規定すべきである。⁴⁾

次に注意すべき事は、受託者は法律に依て信託財産取扱に善良なる管理者の注意を要し過失なき場合は責

とする小財産に起つたと述べて居る。

(註) 未成年者の場合の其の後見人の同意を得れば可なり。

4) 契約の例示的記載事項は前掲書卷末附録に列舉して居るが茲では之を略す。

位を免がると雖も、もし受託者の過失に依り信託財産たる生命保険証券が無効となれる場合には法律は之を如何に取扱ふかである。左に之を述べやう。

(イ) 保険証券の無効となれる時、被保険者が、もはや被保険者となり得る資格を有せざる場合は、衡平法の原則に従へば受託者は當該保険証券の額面額より爾後被保険者の死亡に至る迄支拂ふべかりし保険料額を控除したる金額を、被保険者の死亡せる時辨償すべきであるが此の原則は必然的に多少、補正せられるのである。即ち前記金額より更に保険^{解約}約拂戻金を控除し、それに、爾後、被保険者の死亡に至る迄支拂ふべかりし保険料額に對して保險會社が被保險者財産に支拂ふべかりし利益金を加算したる金額を辨償する。

(ロ) 當時、尙ほ被保險者となり得る資格を有する場合には、無効となれる保險と同一の保險を附し、受託者は無効になれる保險証券と新保險証券に於る保險料の差額を支拂ふ義務を負ふ。

結 言

以上 Shattuck 氏の所論の要點を記述したのであるが之に依て米國に於る生命保險信託の概要を窺ひ得ると思ふ。

要するに生命保險信託は個人の死後に於る其の保險金の管理運用に於て大なる意義を有するものであるが、他方其の受取保險金額及び基金附生命保險信託の場合に於る基金の運用に於て金融上意義を有す。